

注意

吾々が團體生活ヲナス以上ハ御互ニ公ノ安寧秩序ヲ
破ル様ナ言動ハ何處迄モ謹マネバナラヌコトハ言フ
迄モアリマセヌ、皆サレハ既ニ此等ノ事ハ萬々承知
ノ事ト存ジマス然ルニ近來勞働爭議等ニ於テ感情ニ
驅ラレ往々不穩ナ言動ヲ見聞シタ例ノ抄クナイハ
遺憾デヌ當局トシテハ前以テ斯様ナ言動ノナイ事ヲ
切ニ希望シマス特ニ左記事項ハ犯罪行爲ニナルバカ
リデナク從來歷々其實例ヲ繰リ返サレタ事柄デアリ
マスカラ吳々モ注意シテ置キマス

一協同ノ行動ヲ取ルベキ團結ニ加入セシムル爲メ
他人ニ對シ暴行脅迫若クハ公然誹毀スルコトハ
絕對ニ謹ムコト

二同盟罷業ヲ行フ爲メ他人ニ對シ暴行脅迫ヲナス
ハ云フ迄モナク誘惑煽動ト雖モ之ヲ爲サズルコ
ト

三同盟罷業ニ加入セザル者ニ對シ暴行脅迫若クハ
公然誹毀スルコトハ絕對ニ謹ムコト

四多數ノ力ヲ籍リテ不穩ノ言動ヲ爲サズルコト
五他人ノ建物ヤ機械其ノ他ノ物ヲ毀損セザルコト
六他人ノ身體ニ危害ヲ加フル等ノ行爲ヲ爲サズル
コト

七街路ヤ公園等ヲ濫ニ演說等ヲ爲サズルコト
八街路ヤ公衆ノ通行ヲ得ル場所ヲ放歌シ又ハ言語
形容等ヲ公安ヲ害スル様ノ行爲ヲ爲サズルコト

神奈川県警察部

大正十年九月二十八日

